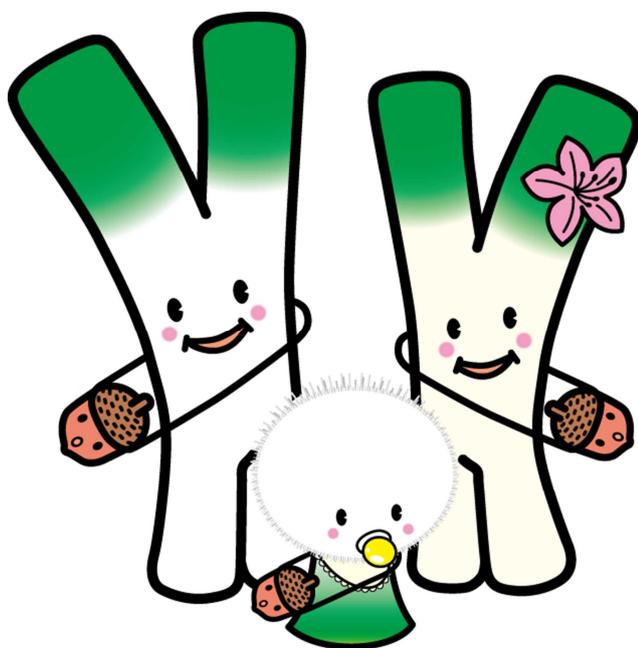


第4次 米子市男女共同参画推進計画



米子市のイメージキャラクター「ヨネギーズ」

令和5年(2023)年

米子市

はじめに

少子高齢化と人口減少が加速する中で、いかに活力あるまちづくりを進めていくかが問われています。地域で暮らす人々が、互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合いながら、自分の個性と能力を存分に発揮できる環境を構築していくことは、その間に対する一つの答えであると考えています。

米子市では、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、5年後の平成20(2008)年にその一部を改正し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を進めてまいりました。そして、平成22(2010)年に「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、条例の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には第2次、平成30(2018)年には第3次の「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、各種施策の一層の推進を図ってまいりました。

近年は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしたSDGs(持続可能な開発目標)や多様性を互いに認め合う社会(ダイバーシティ)の推進など、様々な視点から男女共同参画に向けた取組が進められています。

そのような中で、米子市まちづくりビジョンの「住んで楽しいまち よなご」の取組と連動して、「誰もが自分らしく 生き生き暮らせるまち」の実現をめざし、新たに「第4次米子市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

今後の施策の実施にあたり、市民の皆様や事業者、関係団体の皆様と緊密に連携し、そして協働しつつ、取組を進めていくことが重要と考えますので、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました米子市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5(2023)年3月

米子市長 伊 木 隆 司

目 次

計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の目標	2
6 計画の基本テーマ	3
7 計画の推進	4
計画の体系	6
計画の内容	7
基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
重点目標 1 男女共同参画の理解促進と人材育成	7
基本施策 1 一般市民啓発・人材育成	9
基本施策 2 行政職員の人材育成	9
基本施策 3 子どもたちの男女共同参画の推進	10
基本施策 4 生涯にわたる男女共同参画の推進	11
基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	
重点目標 1 支援を必要としている人に対する環境整備	12
基本施策 5 高齢者への支援	14
基本施策 6 障がい者への支援	14
基本施策 7 外国人居住者への支援	15
基本施策 8 ひとり親家庭への支援	15
基本施策 9 防災・復興支援における参画	16
重点目標 2 あらゆる暴力の根絶	17
基本施策 10 DV・ハラスメント被害者への支援および防止啓発	19
基本施策 11 相談しやすい体制の強化	20

重点目標 3	生涯にわたる健康支援	21
基本施策 1 2	健康の保持増進に関する支援	22
基本施策 1 3	妊娠・出産・性に関わる健康支援	23
基本施策 1 4	学校教育における健康学習	23

基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

重点目標 1	家庭における男女共同参画の推進	24
基本施策 1 5	家事・育児・介護への男性の参画推進	26
基本施策 1 6	子育て支援、保育・介護サービスの充実	26
重点目標 2	職場における男女共同参画の推進	27
基本施策 1 7	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	28
基本施策 1 8	男性の育児・介護休業取得促進	28
基本施策 1 9	女性の経営参画推進および起業・再就職等支援	29
重点目標 3	地域・社会活動における男女共同参画の推進	30
基本施策 2 0	審議会等での参画の推進	32
基本施策 2 1	地域活動・まちづくり等における参画	32

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

米子市では、男女共同参画社会¹の実現をめざして、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、5年後の平成20(2008)年にその一部を改正し、様々な取組を進めてきました。そして、平成22(2010)年に「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には第2次、平成30(2018)年には第3次の「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など社会情勢も変化し、また、依然として様々な形態の人権侵害も存在していることが明らかになってくるなど、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を發揮して生き活きと暮らせる社会の実現には、いまだに解決すべき多くの課題が残されています。

国際社会においては、平成27年(2015)年に国連が「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして提唱したSDGs(持続可能な開発目標)の一つとして「ジェンダー平等」が掲げられ、様々な視点から男女平等に向けた取組が進められています。

こうした現状から国際社会、国、県の動きや社会情勢を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに実効性の高いものとするため、「第4次米子市男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、「米子市男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に定められた計画であり、条例に定められた基本理念にのっとり、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」を包含するものです。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」を包含するものです。

¹男女共同参画社会:男女が社会の公平な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

4 計画の基本理念

米子市では、「米子市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。この条例の基本理念は男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方や方向性を示していることから、これを本計画の基本理念とします。

- (1) 一人ひとりの人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと
- (2) 誰もが、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと
- (3) 誰もが、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること
- (4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること
- (5) 誰もが、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること
- (6) 誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること

5 計画の目標

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざして、この計画の目標を次のとおりとします。

誰もが自分らしく 生き生き暮らせるまち

米子市まちづくりビジョンにおいては、目標とする将来像を「住んで楽しいまちよなご」としています。これは、誰もが**生きる喜び**を実感し、自分らしくいきいきと活躍でき、**活力があり続ける**まちをめざすものです。本計画の目標は、こうしたまちづくりと連動して男女共同参画の推進に取り組んでいくことを示しています。

6 計画の基本テーマ

計画の基本理念に基づき、米子市の男女共同参画施策を体系的に推進するため、全体計画を基本となる3つのテーマごとにまとめています。

【基本テーマⅠ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画について正しく理解し、家庭や職場、地域などにおいて性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる基盤づくりを推進します。

重点目標 1 男女共同参画の理解促進と人材育成

【基本テーマⅡ】誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

様々な立場の人権に配慮して、誰もが安全・安心に暮らせるよう、あらゆる形態の暴力を根絶し、また様々な困難を抱えている人々への支援や誰もが生涯健康で生き生きと暮らせる社会づくりを推進します。

重点目標 1 支援を必要としている人に対する環境整備

重点目標 2 あらゆる暴力の根絶

重点目標 3 生涯にわたる健康支援

【基本テーマⅢ】誰もが楽しく活躍できる環境づくり

性別に関わらず、誰もが互いに助け合いながら、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを図りつつ、家庭や職場、地域などあらゆる場面に参画し、能力を發揮して活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標 1 家庭における男女共同参画の推進

重点目標 2 職場における男女共同参画の推進

重点目標 3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

※基本テーマⅡの重点目標2を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

※基本テーマⅢの重点目標1、2および3の一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

7 計画の推進

(1) 推進体制の整備

○米子市男女共同参画推進審議会

米子市男女共同参画推進計画の策定、男女共同参画に関する施策の推進およびその他の重要事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき設置された附属機関です。

○庁内推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための総合調整機関として、米子市人権施策推進会議を設置しています。これは、市長以下部長級以上の職員で構成する、米子市の人権施策の最高意思決定機関であり、毎年度の男女共同参画推進計画の実施状況の点検を行います。

(2) 市民・事業者等との協働と連携

本計画を総合的・効果的に推進するため、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協働するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

【市の役割】

- ・男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的に実施します。
- ・市民や事業者等、国、県などとの協働・連携に努めます。

【市民の役割】

- ・男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、地域などで自主的に男女共同参画の推進に努めます。
- ・市が実施する施策に協力するよう努めます。

【事業者等の役割】

- ・事業活動等において、男女共同参画について理解を深め、就業環境の整備等に努めます。
- ・市が実施する施策に協力するよう努めます。

市民とは… 市内に居住している人だけでなく、市内にある事業所や学校に通勤、通学している人を含みます。

事業者とは… 民間企業、自営業者、公的機関、各種団体、ボランティア団体、事業活動を行うあらゆる個人・法人、自治会、PTA等が含まれます。

(3) 国・県等関係機関との連携

本計画の効果的な推進を図るため、国や県および他の自治体、関係機関との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

(4) 計画の進行管理

毎年度ごとに本計画の実施状況の進行管理と施策の評価を行います。そして、その結果を米子市男女共同参画推進審議会および米子市人権施策推進会議に報告して審議を受け、公表します。

計画の体系

計 画 の
目 標

誰もが自分らしく生き生き暮らせるまち

基本テーマ	重点目標	基本施策
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画の理解促進と人材育成	1 一般市民啓発・人材育成 2 行政職員の人材育成 3 子どもたちの男女共同参画の推進 4 生涯にわたる男女共同参画の推進
II 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	1 支援を必要としている人に対する環境整備	5 高齢者への支援 6 障がい者への支援 7 外国人居住者への支援 8 ひとり親家庭への支援 9 防災・復興支援における参画
	2 あらゆる暴力の根絶	10 DV・ハラスメント被害者への支援及び防止啓発 11 相談しやすい体制の強化
	3 生涯にわたる健康支援	12 健康の保持増進に関する支援 13 妊娠・出産・性に関わる健康支援 14 学校教育における健康学習
III 誰もが楽しく活躍できる環境づくり	1 家庭における男女共同参画の推進	15 家事・育児・介護への男性の参画推進 16 子育て支援、保育・介護サービスの充実
	2 職場における男女共同参画の推進	17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 18 男性の育児・介護休業取得促進 19 女性の経営参画推進および起業・再就職等支援
	3 地域・社会活動における男女共同参画の推進	20 審議会等での参画の推進 21 地域活動・まちづくり等における参画

計画の内容

基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の理解促進と人材育成

(現状と課題)

男女共同参画社会を実現していくためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、意識を育んでいくことが必要です。しかし、「男だから、女だから」と性別でふるまいや生き方を制限するといった、性別による固定的な役割意識はいまだに根強く残っています。

令和3年度に実施した「米子市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、男女平等についての意識において、「家庭生活」「職場」「社会的慣習・しきたり」「地域社会」「政治の場」といった領域で「男性優遇」という回答の割合が高くなっていました。また、男女のあり方についての考え方においては、「性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ」と考える人の割合は8割を超えました。しかし一方では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と考えている人の割合は、およそ3割となっていました。

このように、多くの市民が様々な場面で依然として男女平等が進んでいないと認識しており、こうした状況を変えていくためには、子どもの頃から男女共同参画について学ぶ環境を整えるとともに、家庭、学校、地域など社会全体で、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を発揮することができるように、意識啓発を行っていくことが重要です。

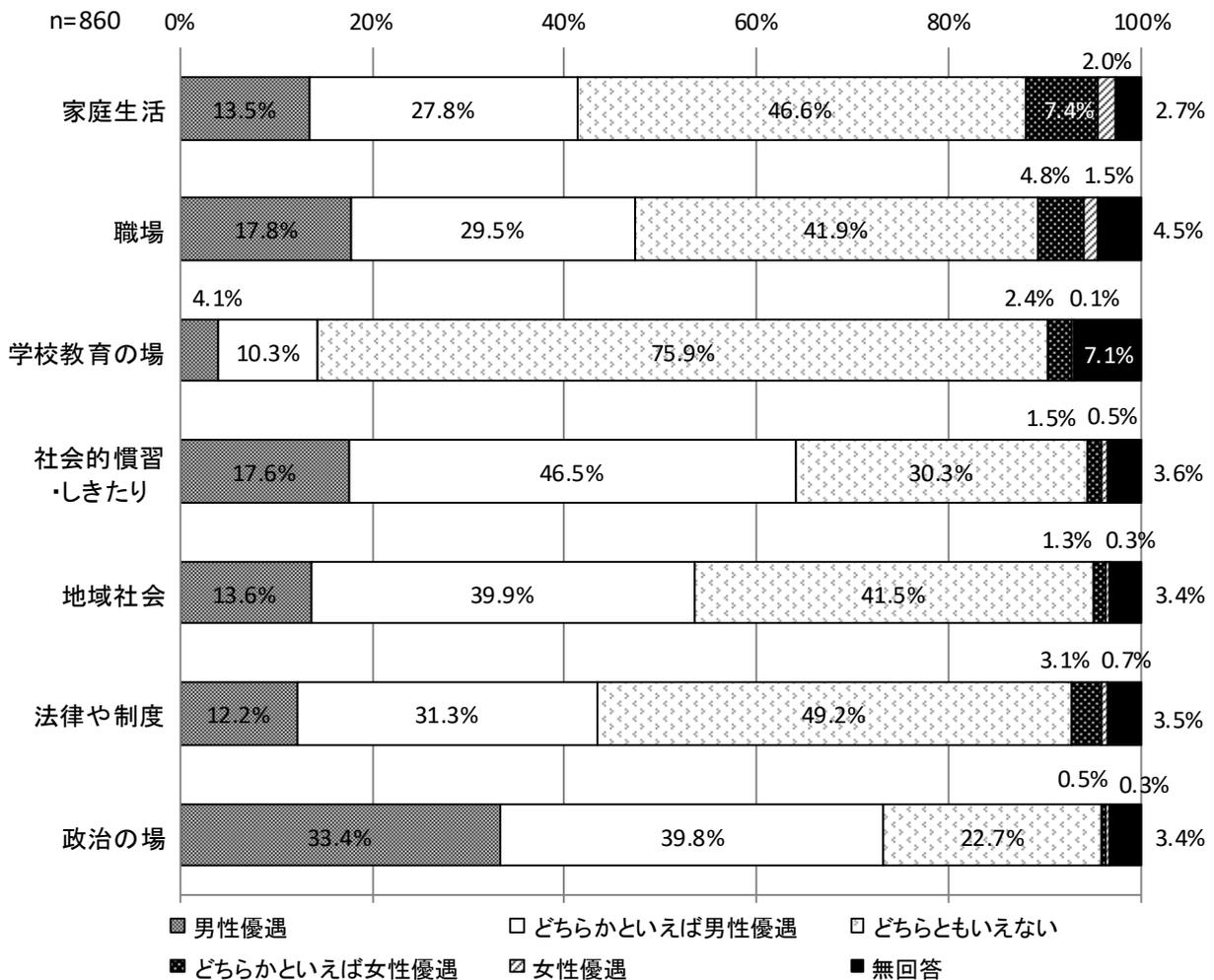
また、そうした男女平等の実現に向けた施策を推進するにあたっては、性的マイノリティ²の人々が排除されることのないよう、性の多様性を常に意識しながら取り組んでいく必要もあります。

施策を実施する市においても、職員一人ひとりが市民の生活、福祉、権利等を保障する業務を担う立場にあることを確認し、男女共同参画推進条例に定める市の責務を十分に理解し、人権尊重と男女共同参画の視点に立って業務を遂行していく必要があります。

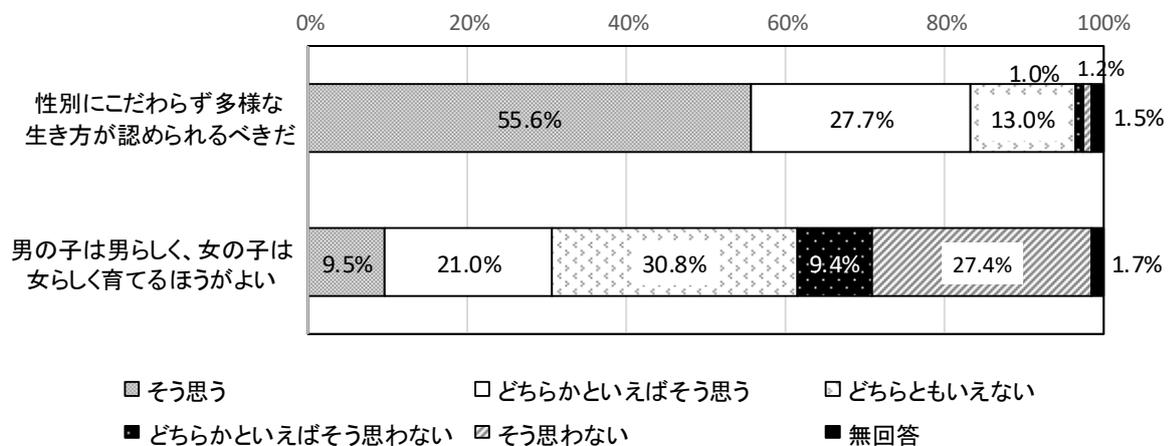
さらに、国際社会を視野に入れた取組も重要です。異なる文化や価値観を持つ者同士が互いに相手を尊重しあい共生を実現していこうとする国際社会は、男女共同参画社会がめざすものと共通しており、国際理解を推進していくことの意義はこの点にあります。国際理解を通して、男女が対等に協力しあうことの大切さがさらに広く理解されるように施策を推進していくことが必要とされます。

²性的マイノリティ:性的少数者ともいう。代表的なものとしては、同性愛者、両性愛者、体の性と心の性が一致していない状態にある者などがあげられる。

●男女平等についての意識



●男女のあり方についての考え方



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

基本施策 1 一般市民啓発・人材育成

市民一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、ジェンダー平等の実現や誰もが個性や能力を十分発揮できる社会づくりなどの必要性を正しく理解して認識を深めるよう、様々な機会を通じてわかりやすい啓発や広報、学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市男女共同参画センター(かぶりあ)を活用して、男女共同参画に関する各種講座の開催や幅広い情報提供を行います。	男女共同参画推進課
男女共同参画に関する標語などを募集し、広報よなご等に掲載します。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する各種講演会、研修会等への参加、協力、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
広報よなごに様々な人権分野に関しての特集記事を掲載する中で、男女共同参画に関する記事も掲載します。	人権政策課
男女共同参画社会の理念である共生をめざす、国際交流に関する講座・イベントを開催したり、他団体等主催の国際交流イベントの紹介、情報提供等を行います。	まちづくり企画課
性別による固定的な役割意識の解消や性の多様性についての理解を深めるための講演会、研修会等を開催し、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。	人権政策課 男女共同参画推進課

基本施策 2 行政職員の人材育成

職員一人ひとりが人権意識や男女共同参画の視点を持ち、固定観念にとらわれることなく多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応して業務を遂行していくことができるよう、各種研修等を通して人材育成に努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市職員人材育成基本方針に基づき、高い人権意識と男女共同参画の意識を持ち、市民の立場に立って仕事ができる職員の人材育成に努めます。	職員課
人権行政推進者養成講座を行い、男女共同参画をはじめ様々な人権問題の解決と人権の視点に基づく職務の遂行に向け、米子市行政全体において推進的な立場となる職員を養成します。	職員課
人権教育地域懇談会助言者養成講座を開催し、助言者を養成します。	人権政策課
学校教職員は、男女共同参画の視点を持ち様々な人権課題の研修を受講し、指導者としての意識を高めます。	学校教育課

基本施策3 子どもたちの男女共同参画の推進

すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を発揮できるように育つよう、ジェンダー平等や男女共同参画についての学びを促進するとともに、家庭や家事、社会生活・国際理解について積極的に考え行動する力を育てることに努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市人権教育推進プランに基づく男女共生に関する教育を行います。	学校教育課
公立保育所・認定こども園で男女平等意識を育てる保育や教育を推進します。	こども施設課
生活科、家庭科、学級活動、道徳の時間等で、家庭での仕事などについて話し合います。	学校教育課
自分の将来の仕事について考えることができるよう、様々な仕事について知る機会を設けます。	学校教育課
子どもたちは学校の授業において、外国の生活・文化などに親しむ機会を持ちます。	学校教育課
小・中学生が外国の文化、生活などに触れる機会として、小・中学校や公民館等で国際理解講座を開催します。	まちづくり企画課
青少年の健全育成のために、関係機関と連携しながら、少年育成センターや青少年育成米子市民会議の活動の充実を図ります。	こども政策課
子ども同士の交流や子どもと地域の人々との交流を深める場である、子ども会等の活動を支援します。	こども政策課
式典参加者を中心とした実行委員会を組織し、自分たちで二十歳(はたち)を祝う会の企画・運営を行います。	生涯学習課

基本施策 4 生涯にわたる男女共同参画の推進

ジェンダー平等の実現に向け、学校と家庭、地域社会において、人権や男女共同参画の視点での学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
人権学習講座、隣保館講座などで、男女共同参画に関する講座等を行います。	人権政策課
自治会単位で開催される人権教育地域懇談会において様々な人権問題を扱う中で、男女共同参画について学習する機会を設けます。	人権政策課
保育所・幼稚園等のPTAに対して、人権保育研修、男女共同参画に関する研修等の機会を提供します。	こども政策課 人権政策課
市民講座等や公民館での社会教育講座(公民館大学等)において、人権や男女共同参画の視点を盛り込んだ講座を開催します。	生涯学習課 地域振興課
男女共同参画社会の実現に向けて、一般市民が外国の文化、生活などに触れる機会として、公民館等で国際理解講座、外国語講座を開催します。	まちづくり企画課 生涯学習課 地域振興課
男女共同参画社会の実現に向けて、小・中学校、地域、PTA等が連携して、合同人権教育研修会や人権講演会を開催します。	人権政策課
人権教育参観日を開催し、子どもと保護者が共に人権に関する学習をします。	学校教育課
小・中学校において、保護者等を対象としたPTA子育て講座を行います。	こども政策課

基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標 1 支援を必要としている人に対する環境整備

(現状と課題)

男女共同参画社会でめざす社会は、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が地域でより快適で安心・安全に暮らすことができる社会です。その実現のために、様々な困難や不安を抱えている人が自立して充実した生活を送ることができるよう、行政と関係機関、地域団体などが連携して、一体となった重層的支援体制を整備していくことが必要とされます。

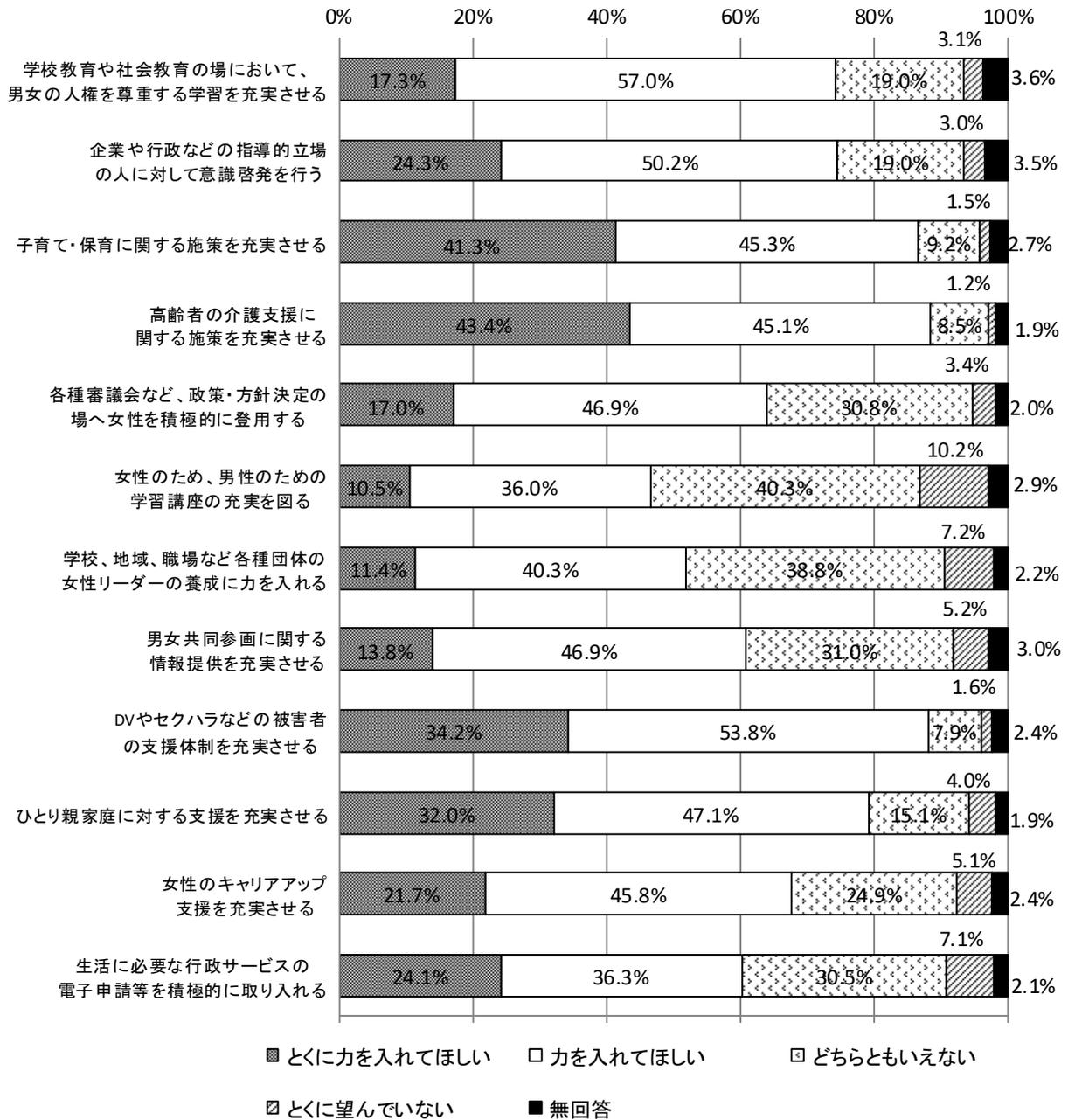
近年、単身世帯やひとり親世帯の増加、少子高齢化など社会や経済状態の急激な変化などにより、生活上の困難を抱え支援を必要としている人が増えています。また、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化によって、社会的に孤立する人が生まれやすくなっています。本市においても、育児や介護、あるいはひきこもりなど、様々な理由・事情で社会参画から遠ざかっている人が地域社会から孤立しないよう、社会とのつながりを形成するための支援のニーズが高まってきています。「意識調査」の結果によると、米子市が男女共同参画の実現のために行う施策についてどう思うかという問いに対して、「高齢者の介護支援に関する施策を充実させる」ことに、とくに力を入れてほしいと回答した人の割合が高くなっています。また、「ひとり親家庭に対する支援を充実させる」ことに、とくに力を入れてほしいと回答した人の割合も比較的高くなっており、高齢者やひとり親に対する社会的支援をさらに充実させることが求められています。

また、障がいのある人や外国人においては、生活に不便を感じていたり、差別や偏見などに悩んでいるなど、困難な状況に置かれている場合が今なお少なくなく、これについても対応が急がれます。

加えて、災害時においては、すべての人が支援を必要とする立場になることを考えれば、日頃から非常時の支援体制を整えることが重要です。防災分野においては、災害対応、避難所運営等において女性のニーズが反映されにくいことなどが明らかとなり、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性、重要性がますます認識されるようになっていきます。様々な防災の取組について、施策等に女性の参画を促進するとともに、子どもや高齢者、障がいのある人など幅広い視点を反映する体制づくりをしていくことが必要です。

●米子市が男女共同参画の実現のために行う施策について

n = 860



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

基本施策5 高齢者への支援

高齢者が地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して元気に暮らしていけるように、地区の民生委員や地域包括支援センターなどと連携して、高齢者の生活を支える環境整備を行い、その生活を支援します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市民一人ひとりが介護について考えるよう、高齢者、介護問題、認知症などに関する研修会や講座、家族介護教室等を開催し、情報の周知に努めます。	長寿社会課
要介護状態に陥らないために各種介護予防サービスを行います。	長寿社会課
老人福祉センター等で各種趣味の講座を開催し、教養やレクリエーションを通じて高齢者の心身の健康増進を図ります。	長寿社会課
認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進を図ります。	長寿社会課
高齢者実態調査を行い、独居高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況や身体状況の把握に努めます。	長寿社会課
高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの活動について支援します。	長寿社会課

基本施策6 障がい者への支援

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある人が地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの提供や支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉サービスの提供および相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
入所施設や長期入院者の地域生活への移行を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援します。	障がい者支援課
障がいのある人が安心して生活できるよう環境整備を図るとともに、合理的配慮の提供ができるよう研修会等の取組を支援します。	障がい者支援課
障がい者同士、また地域住民との交流を図る取組を支援するとともに、情報の取得利用や意思疎通の取組を推進します。	障がい者支援課
障がいのある人の就労と社会参加を促進するため、障がい者支援施設等からの優先調達に積極的に取り組みます。	障がい者支援課
障がいのある人の文化芸術活動やスポーツやレクリエーション活動を支援します。	障がい者支援課
障がい者世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

基本施策 7 外国人居住者への支援

在住外国人に対して、必要な情報の提供や相談体制を整備することにより、生活上の不安を解消し、安心して暮らしていけるよう支援します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市役所窓口等で、国際交流員等が通訳支援などを行います。	まちづくり企画課
外国人の生活一般相談や日本語教室等を行っている(公財)鳥取県国際交流財団の紹介、情報提供等を行います。	まちづくり企画課 人権政策課
隣保館等で識字・日本語教室や生活相談を行います。	人権政策課
日本語教育促進員等支援員を学校に派遣し外国人生徒への学習支援を行います。	学校教育課
言葉や生活に不安のある外国人が安心して在住できるよう、防災面での支援を行います。	防災安全課
母子健康手帳の外国語版を発行します。	こども相談課
外国人無年金者に対して高齢者特別給付金を支給します。	長寿社会課

基本施策 8 ひとり親家庭への支援

生活上困窮な状況に陥りやすいひとり親家庭が自立して安心して暮らせるように、生活支援、就業支援など状況に応じた支援体制の充実を図ります。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
母子生活支援施設を提供し、生活の自立に向けて支援します。	こども相談課
母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家族の相談に応じます。	こども支援課
関係機関が実施するひとり親家庭のための福祉資金の貸付や、家庭生活支援員派遣事業等について、周知します。	こども支援課
ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するための訓練期間、経済的な負担軽減を図るため給付金を支給します。	こども支援課
ひとり親世帯に市営住宅を優先的に提供します。	住宅政策課

基本施策 9 防災・復興支援における参画

地域防災計画や防災に関する施策等に、女性をはじめ様々な人々の意見などが反映されるよう、防災会議や防災組織への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市地域防災計画、避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込みます。	防災安全課
地区の自主防災組織を育成・支援し、女性の積極的な参画を促進します。	地域振興課
消防団への女性の参加を促進し、その活動を支援します。	防災安全課
女性、乳幼児、高齢者等様々な視点での必要な物資を備蓄します。	防災安全課
防災分野への女性の参画の必要性を広く啓発するとともに、関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	防災安全課 地域振興課 男女共同参画推進課

基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標2 あらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

ドメスティック・バイオレンス(DV)³、性犯罪、売買春、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント等の暴力は、女性は男性より劣っている、女性は男性に従うのが当然、女性は仕事向きでないなどといった考えによって生じるものも多く、男女共同参画社会の実現のためにはなんとしても克服すべき重要な課題です。

とはいえ、男性が被害者になる場合もあります。「意識調査」の結果では、「DVの被害者としての経験がある」という回答が、女性だけではなく男性においても見られました。女性に対するものであれ男性に対するものであれ、暴力はすべて人の尊厳・人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

しかしこれらの暴力は、相談しにくかったり顕在化しにくいという問題があります。「意識調査」の結果からも、被害にあっても「相談しなかった」という割合が大きいことがうかがえます。

暴力は絶対に許されないということを強くうたえ、誰もが加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための啓発・支援を促進し、被害者のためには関係機関との連携による相談・支援体制の整備やより相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

●DV、セクハラの実験・認知

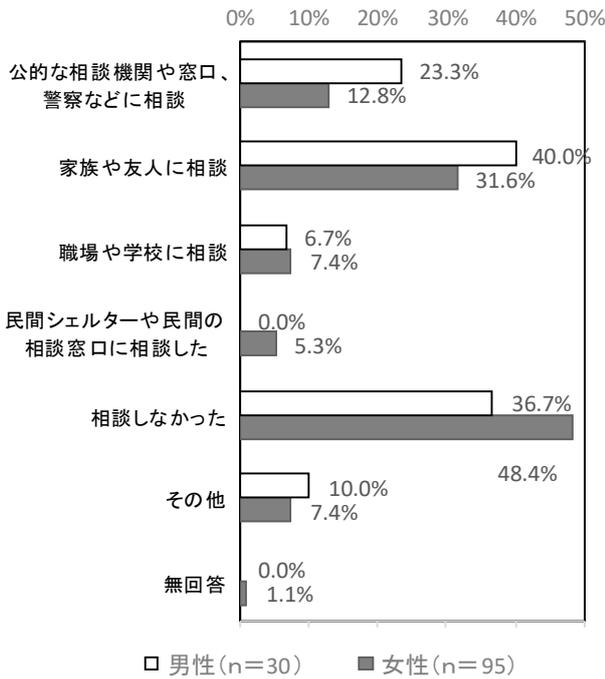
		被害者としての経験がある	加害者としての経験がある	身近に被害を受けた人がいる	被害を受けた人から相談されたことがある	実際に経験したり見聞きしたことはないが内容は知っている	知らない	無回答
DV	男性	3.2%	2.3%	3.8%	2.0%	58.5%	30.4%	2.3%
	女性	9.5%	1.2%	6.4%	4.8%	59.8%	18.5%	3.5%
セクハラ	男性	2.0%	0.9%	4.7%	1.5%	59.9%	30.7%	2.0%
	女性	6.4%	0.4%	3.9%	1.5%	62.4%	23.2%	3.1%

※複数回答可

[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

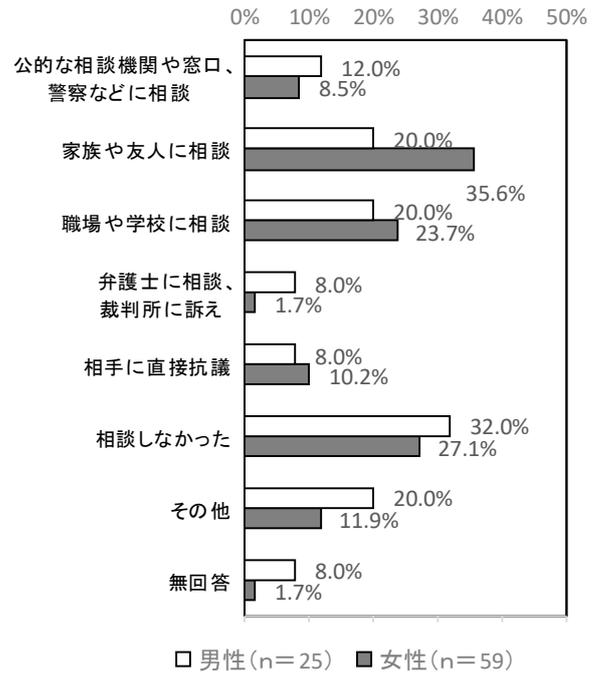
³ドメスティックバイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

●DVに対する相談先



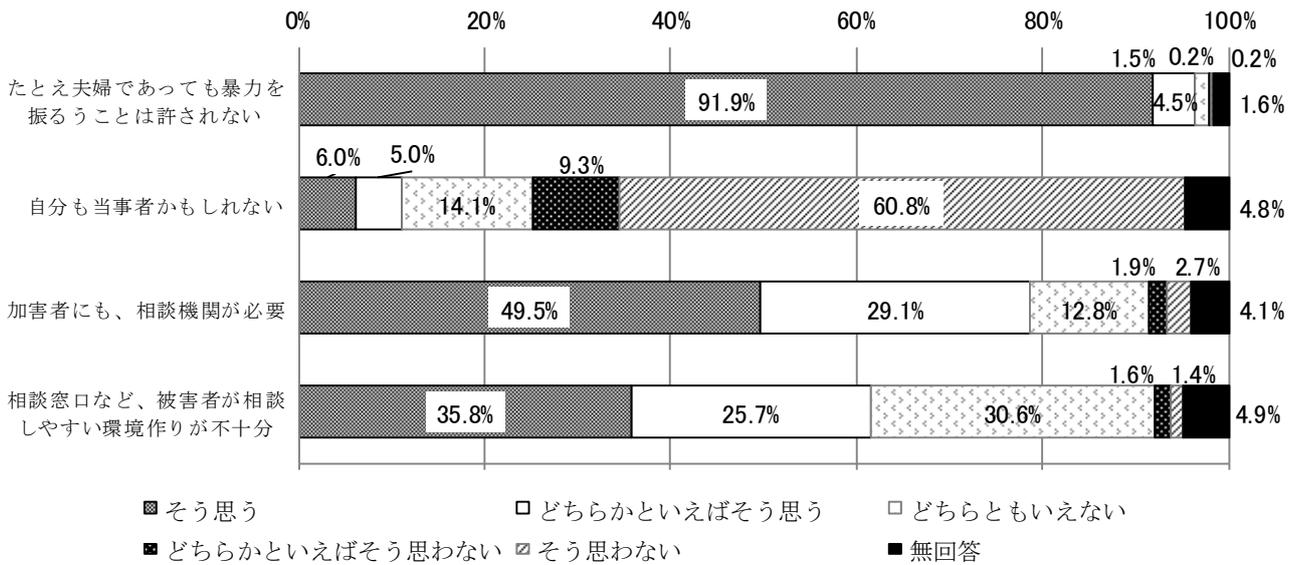
※複数回答

●セクハラに対する対応



※複数回答

●DV、セクハラに対する考え方



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

基本施策 10 DV・ハラスメント被害者への支援および防止啓発

様々な機会を通じて、DVの予防と根絶に向けた啓発活動を推進します。また、将来の被害者・加害者をつくらないために、若い世代に対してもあらゆる暴力に対する予防啓発を行います。

そして、職場等において誰もが安心して働くことができるように、セクハラをはじめ、パワー・ハラスメント⁴、マタニティ・ハラスメント⁵やモラル・ハラスメント⁶等の防止に向けた各種啓発や情報提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
市の相談窓口で専門の相談員を配置し、県などの関係機関や庁内関係課と連携して、被害者支援に努めます。	こども相談課
DVに関する講座等の開催や広報よなごへの記事掲載など、人権尊重に関する意識啓発を行います。また、県と連携して若い世代に対する予防啓発に努めます。	男女共同参画推進課 人権政策課
職場、地域、家庭等におけるハラスメント ⁷ の防止を広く啓発し、一般市民や市職員に研修会等の情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課 職員課
被害者家庭に対して住宅支援、健康保険に関する支援、子どもの就学支援を行います。	住宅政策課 保険課 こども支援課
DV加害者に対しては、相談窓口の周知を図るとともに、暴力防止につながる対応を行います。	男女共同参画推進課

⁴パワー・ハラスメント:同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為。

⁵マタニティ・ハラスメント:妊娠・出産・育児休暇取得などを理由に職場で嫌がらせを受けたり、解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを受けること。

⁶モラル・ハラスメント:身体的な苦痛ではなく精神的な苦痛を与える嫌がらせ、相手の意見をことごとく拒絶したり、わざと実行不可能な仕事を依頼したりと外部からは見えにくい嫌がらせ行為。

⁷ハラスメント:特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な被害を与えるなど強く嫌がられる道徳のない行為の一般的総称。

基本施策 11 相談しやすい体制の強化

相談体制の充実、多様な相談方法の周知を図るとともに、関係機関と連携して被害者に対する支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関相互連携の強化を図ります。	こども相談課 男女共同参画推進課
夜間や休日でも被害者が必要な支援につながるよう、SNS 相談やメール相談、オンライン面談について周知します。	男女共同参画推進課 こども相談課
被害者を発見した人が相談窓口や関係機関に通報することを呼びかけることや、被害者を相談につなげるための取組を進めます。	男女共同参画推進課 こども相談課
鳥取労働局、鳥取県労働委員会などの相談窓口や相談会開催日などについてチラシ・パンフレット等で情報提供を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課

基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標3 生涯にわたる健康支援

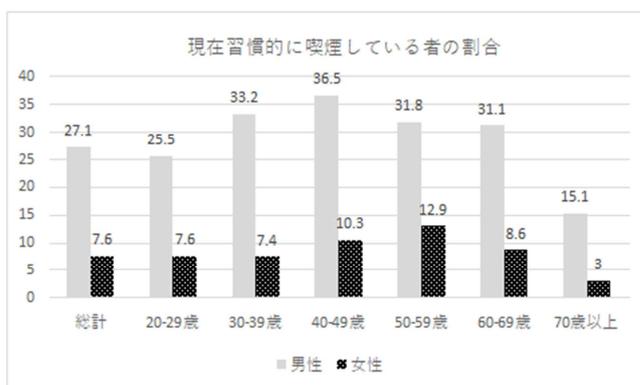
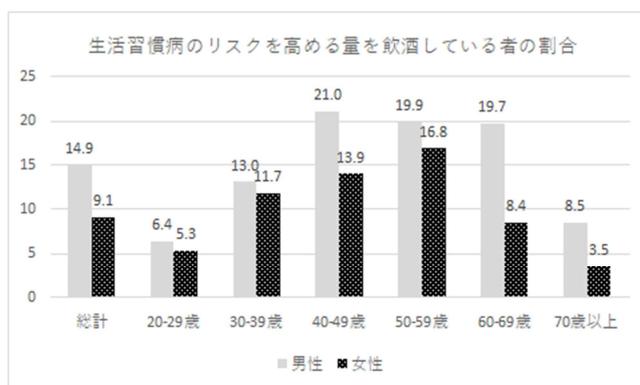
(現状と課題)

すべての人が、その個性と能力を發揮して、生き生きと暮らすことができる社会を実現するためには、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが不可欠です。

身体にそなわる生殖機能の違いから、それぞれの性にはそれぞれの健康問題があります。ライフステージごとにも異なる健康問題があります。また、飲酒や喫煙の習慣が男性においてより多いとか、悩み事があっても相談しない男性が多いなど、社会が求める男らしさや女らしさなどジェンダーに縛られて心身に悪い影響をもたらしていることもあります。こうしたことをふまえると、健康問題を考える際には性別という視点も重要であることがわかります。

生涯を通じて、心身ともに健康に過ごすためには、日頃からの健康維持、増進、管理が大切であり、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実、そして健康の保持・増進に向けた取組を推進することが求められます。また、健康に関する正しい知識を身につけるためにも、健康の大切さや病気の予防などについて、子どもたちが学ぶことは重要であり、学校などでの健康教育を充実させることが必要です。

さらに、「健康寿命の延伸」をめざし高齢者が地域で生き生きと暮らし続けられるように、社会参加や生きがいを生み出す仕組みづくりも必要です。



[令和元年度国民健康・栄養調査]

基本施策 12 健康の保持増進に関する支援

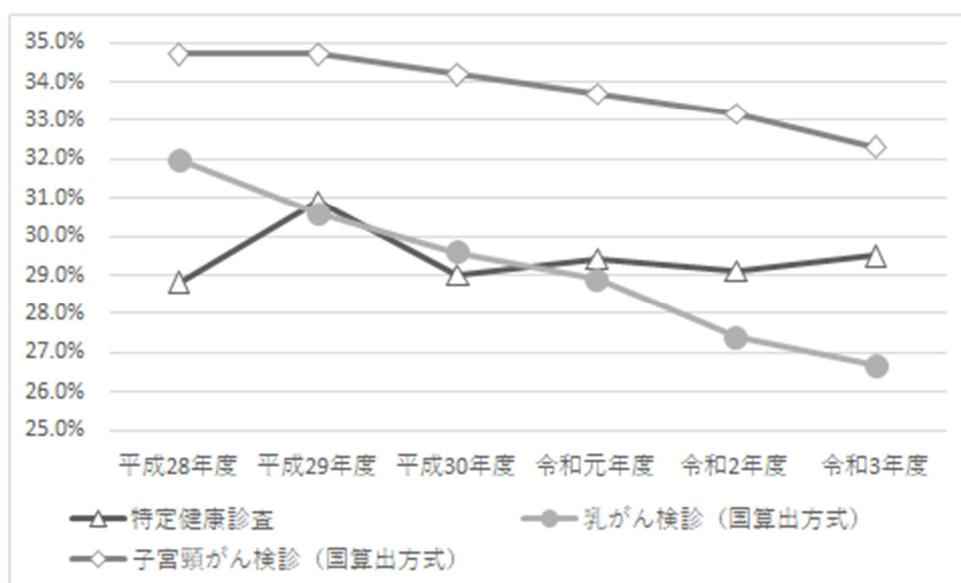
誰もがそれぞれ主体的に、生涯を通じて心身の健康の維持や増進、管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、情報提供などを行います。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
健康に関する各種講座、公民館大学等社会教育講座、生活習慣病予防講座、健康づくり教室などを開催し、健康に関する啓発に努めます。	生涯学習課 地域振興課 健康対策課
職員へのメンタルヘルス研修を開催します。また関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	職員課
自死予防研修を開催するなど、こころの健康に関する啓発を行います。	健康対策課
健康保持、体力増進のための各種スポーツ教室・講習会やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興に努めます。	スポーツ振興課
フレイル対策および介護予防事業を行います。	健康対策課

● 特定健康診査、乳がん・子宮頸がん検診受診率



(米子市事務報告・健康対策課)

基本施策 13 妊娠・出産・性に関わる健康支援

女性の妊娠や出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てていけるように支援していく取組の充実に努めます。また、妊娠・出産などに関わる健康保持や女性特有の疾病についての学習機会の提供に努めます。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
各種妊娠健康診査に助成を行い、検診率向上に努めます。	こども相談課
マタニティ&ベビー相談や母子手帳交付時に、妊婦とその家族に対して妊娠・育児相談を行います。	こども相談課
家族などの援助がない方、産後心身の不調または育児等に強い不安のあるお母さんと赤ちゃんに、指定の施設でケアおよび授乳・育児相談を行います。	こども相談課
女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診の重要性を啓発し、経費助成、休日検診日設置等により受診率向上を図ります。	健康対策課
不妊・不育治療に要した経費の一部を助成します。	健康対策課
二十歳(はたち)を祝う会において、式典参加者に子宮がんや性感染症等の予防啓発チラシを配布します。	健康対策課

基本施策 14 学校教育における健康学習

子どもたちが、命や体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つことができるような学習や相談体制の充実に努めます。また学校給食を通して食育の推進を図ります。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
学校において、命と体を大切にすることでの健康教育(性教育を含む)の充実に努めます。またそれらの教育活動を公開することにより、健康や性教育に関する市民の関心を高めると同時に、よりよい教育体制をつくります。	学校教育課
子どもたちが学校で、生活習慣病、性感染症等の病気予防や薬物乱用防止に関する理解を深める学習や取組を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー等を活用し、子どもたちの心の健康についての相談体制の充実に努めます。	学校教育課
栄養教諭・学校栄養職員が給食時間や授業時間に出向き、子どもたちに学校給食を通じた食に関する指導を行います。また、保護者に対しては、試食会での講話や給食だよりなどの家庭配布等を通して食育についての啓発を行います。	学校給食課

基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

重点目標 1 家庭における男女共同参画の推進

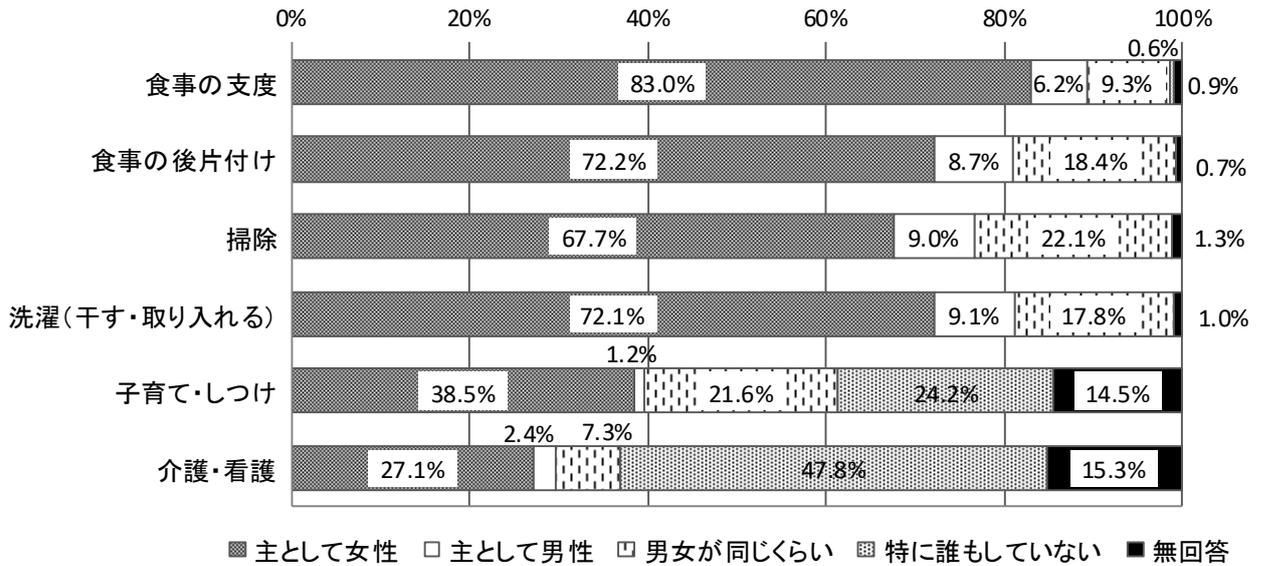
(現状と課題)

「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割意識にとらわれることなく、それぞれがともに多様な生き方を尊重し合い、協力して家庭生活を維持していくことができるよう、男女共同参画の実現に向けた環境づくりが必要です。

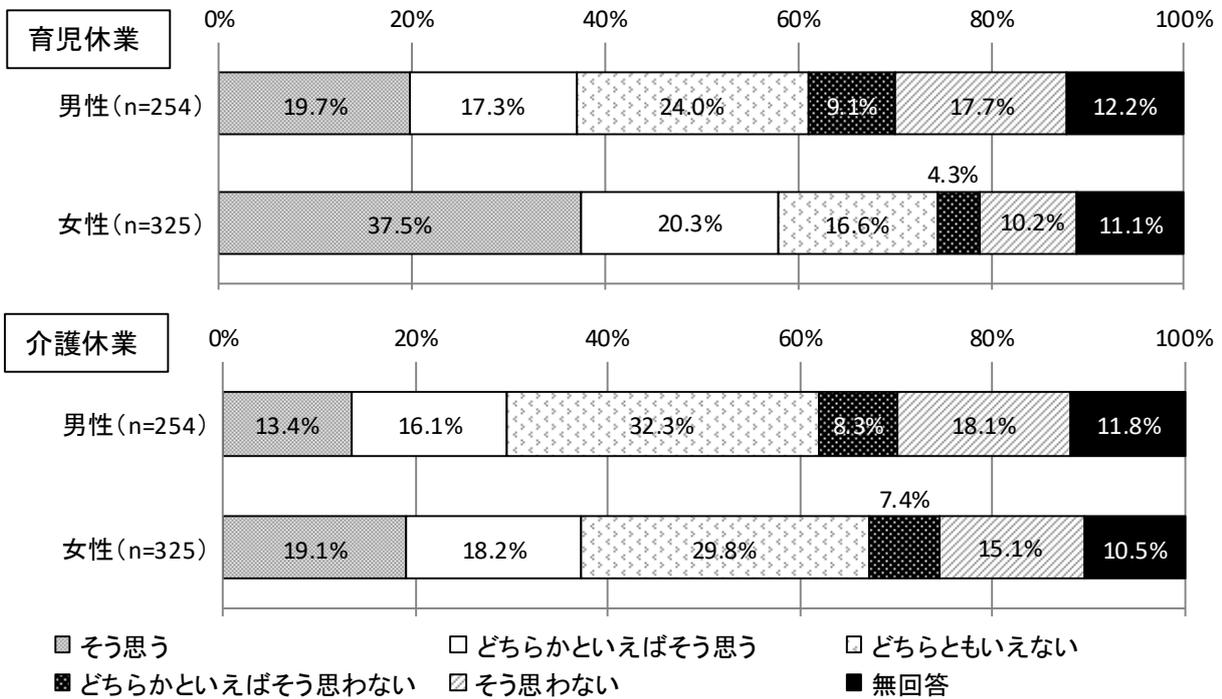
「意識調査」の結果によると、家事や育児、介護といった家庭での役割はいずれも「主として女性」が担っているという傾向がありました。育児については他の家庭での役割と比べると「男女が同じくらい」しているという割合が高くなっていますが、一方で育児休業制度や介護休業制度について、取得がしやすいと思う人の割合は、女性より男性が低くなっていました。これらの結果は、家族のケアは今なお女性だのみになりがちであることをうかがわせます。家族生活における男女共同参画の推進に向けては、個々人の意識改革は言うまでもなく、男性労働者に仕事中心の生き方を求め、家庭で過ごす時間がほとんどない状況を強いる職場の慣習を変えていくことも重要となります。家族のケアのための離職を防ぎ、希望に応じて誰もが仕事とケアを両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正されました。これらの制度の積極的な利用を、より多くの職場に定着させることが課題です。

もちろん、子育てや介護など家族のケアは家族だけで対応しきれるものではありません。ケアをする人たちを支えていくことも大切です。誰もが、安心して仕事と家庭生活を両立していけるよう、家庭での負担軽減も図りながら、行政のみならず、地域や社会全体で子育てや介護を支えていけるような体制づくりが必要です。

●家庭での役割分担



●育児・介護休業制度の取得がしやすい



[令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査]

基本施策 15 家事・育児・介護への男性の参画推進

男性が積極的に、家庭での役割を担うことができるように学習機会を提供するとともに、家族が協力して、家庭生活における責任を果たすことができるように啓発を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
公民館等で、男性が参加しやすい「料理教室」などを開催します。	地域振興課 健康対策課
マタニティ&ベビー相談の中で男性の参加を促し、一緒におむつ交換や沐浴等の育児体験をしてもらう機会を作ります。	こども相談課
母親だけでなく、父親も子どもの誕生や育ちに関心をもつことができるよう、妊娠届出時には母子健康手帳と併せて、父親用のリーフレットを交付します。	こども相談課
家庭の役割は、共に担うという視点に立った意識の普及を図ります。また、関係機関が主催する研修会等への参加促進、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

基本施策 16 子育て支援、保育・介護サービスの充実

未来を担う子どもたちがすくすくと健やかに、個性豊かに育っていけるように、市や保護者、地域、事業者、関係団体等が連携して、子育てに関する相談や各種保育サービスをはじめとする様々な子育て支援サービスを充実します。また、介護者の負担を軽減するため、柔軟な介護サービスを推進します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
各種子育て教室や乳幼児相談を開催し、乳幼児の保健指導、育児相談を行います。	こども相談課
乳幼児のいる家庭に保健師等が家庭訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談を受けます。	こども相談課
地域子育て支援センターを運営し、子育て相談、講習会、情報交換等を行います。また子育てサークルの活動を支援します。	こども相談課
ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域で育児を助け合う体制をつくります。	こども支援課
保育所等での延長保育、休日保育等の拡充に努めます。	こども支援課
全小中学校でなかよし学級を運営し、利用者の意見や要望に応えるため、民間施設も含めた、設備や体制等環境の整備に努めます。	こども施設課
柔軟な介護サービスを進めることで、介護者の負担軽減を図ります。	長寿社会課
ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、関係機関と連携して相談援助に取り組めます。	こども相談課 学校教育課

基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

重点目標 2 職場における男女共同参画の推進

(現状と課題)

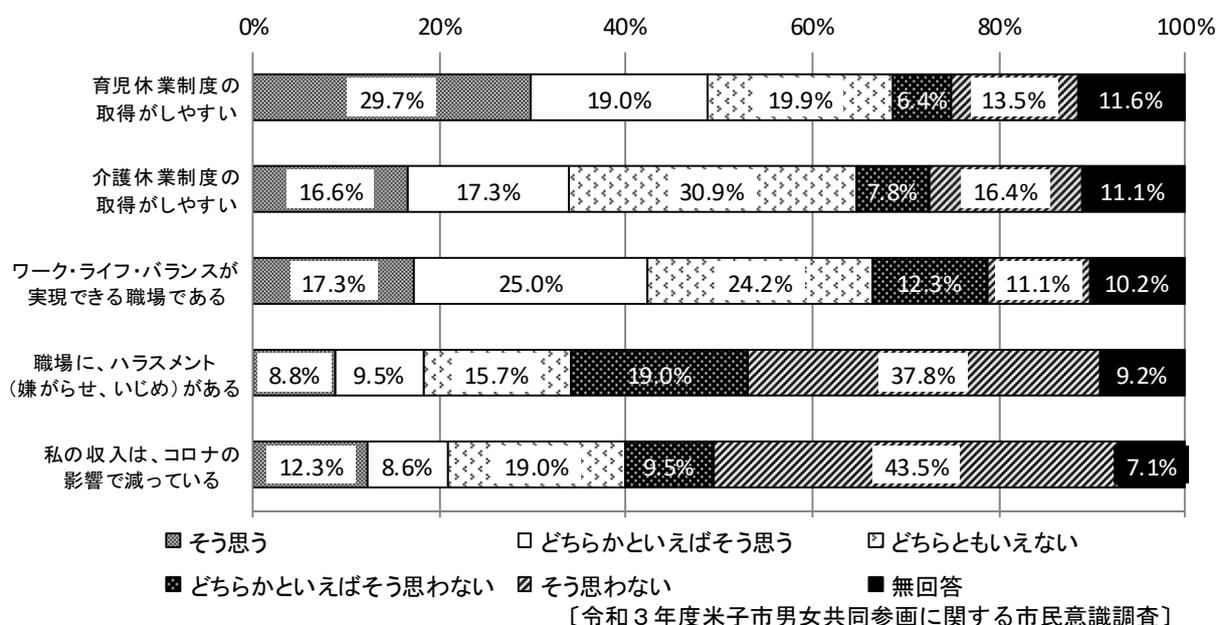
少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済分野における女性の活躍への期待は大きくなっています。しかしながら、個々人が仕事をするのは社会が求めているからではなく、その人自身のためということを忘れてはなりません。一人ひとりがやりがいや充実感をもって働きながら、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方ができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス⁸を実現していくことが求められています。

「意識調査」において、職場の現状について尋ねた結果からは、「育児・介護休業制度の取得がしやすい」「ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場である」と思わないとする回答の割合が 20%程度あり、働く人のために改善の余地があることがうかがえました。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の見直しや安心して一人ひとりの実情に応じて制度を取得できる多様で柔軟な働き方への社会全体の意識改革が必要です。

さらに、農林水産業や商業等自営業における女性の参画、賃金格差や地位向上に関する問題、結婚・出産等で離職した女性の再就職や起業など、働く女性に関する問題はまだまだ多く存在していることから、女性が個性と能力を十分に生かして、いきいきと活躍できるような社会の実現が望まれます。

●職場の現状



⁸ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本施策 17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事・家庭生活・自分自身のための活動のバランスを図ることにより、多様な生き方を選択し、それを実現することができるように意識の醸成や環境づくりを推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催します。また、関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図ります。	職員課 男女共同参画推進課
鳥取労働局やその他関係機関と連携し、労働に関する相談会等の周知、情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課

基本施策 18 男性の育児・介護休業取得促進

働く男性が積極的に子育てや介護に関われるよう、子育てや介護に対する責任と参画への必要性についての理解を促進し、意識を高めていくための学習機会の提供や啓発を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
男性の育児・介護休業取得の促進に関する各種制度の情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する男性の育児休業取得に関する研修会等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
市男性職員の育児休業取得率の向上をめざし、対象職員および所属長に対し働きかけを行うとともに啓発を行います。	職員課

基本施策 19 女性の経営参画推進および起業・再就職等支援

農業や商業などの自営業における女性の経営への参画を推進します。また、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できるように、起業や再就職に対する学習機会の提供などの支援を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
農家の家族経営協定 ⁹ に関する情報提供を行い、県や関係機関と連携して、締結の促進を図ります。	農林課
農産物等の加工・直売活動をしている女性グループ等に対して活動支援を行います。	農林課
企業等に向けて男女共同参画の推進に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	経済戦略課
在職者のスキルアップおよび離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発および向上に必要な講座等の受講に係る経費の一部を補助します。	経済戦略課
子育て中の女性を支援するために、就職や仕事に役立つ資格取得に係る費用の一部を助成します。	男女共同参画推進課
女性の起業、再就職、職業訓練、人材育成等に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	経済戦略課 男女共同参画推進課
女性リーダー研修、女性の能力開発やスキルアップを図る講座等を開催します。また、関係機関等が主催するセミナーやリーダー研修等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

⁹家族経営協定:家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり

重点目標3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

(現状と課題)

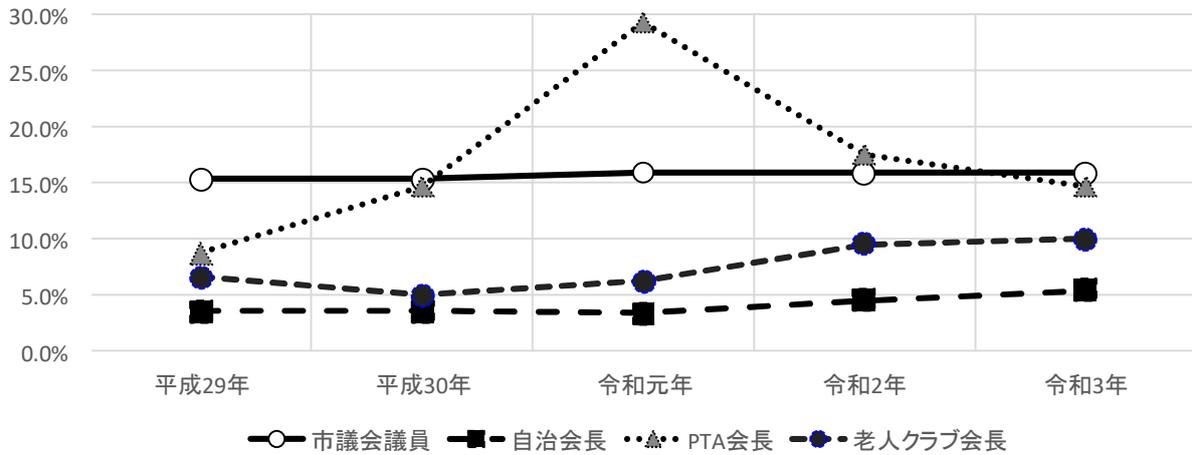
職住の分離や自家用車の普及などで人びとの生活圏が拡大したことにより、今日では、近隣の人びとと関わる機会が減少しています。また、個人の自由を追求する現代人は、義務的な近所づきあいをわずらわしいと思う傾向もあります。そうしたなかで、地域コミュニティの衰退が進んでいます。しかし、地域コミュニティの、日常的に接することができる顔の見える関係が、災害時から子育てや高齢者福祉にいたるまで人びとを支える大きな力になるのも事実です。この点で、地域コミュニティの活性化は重要です。

しかしながら、「意識調査」によると、地域の現状としては「自治会活動に参加している」は「そう思わない」が 32.2%、「あまりそう思わない」が 9.5%でした。また、「地域活動ではリーダーは男性で、女性は補助的な役割になる」と感じている割合が 51.6%となっていました。地域コミュニティの活性化を図るためには、地域活動での男女不平等を見直し、男女共同参画を実現していくことが重要な要因であるということがうかがえます。

そのためには、女性がその能力を十分発揮できて参画しやすい環境を整備していくとともに、性別に関わらず住民自身が自らの意識を高め、自分の意志で、積極的に地域に関する意思決定に参画していくことも必要です。

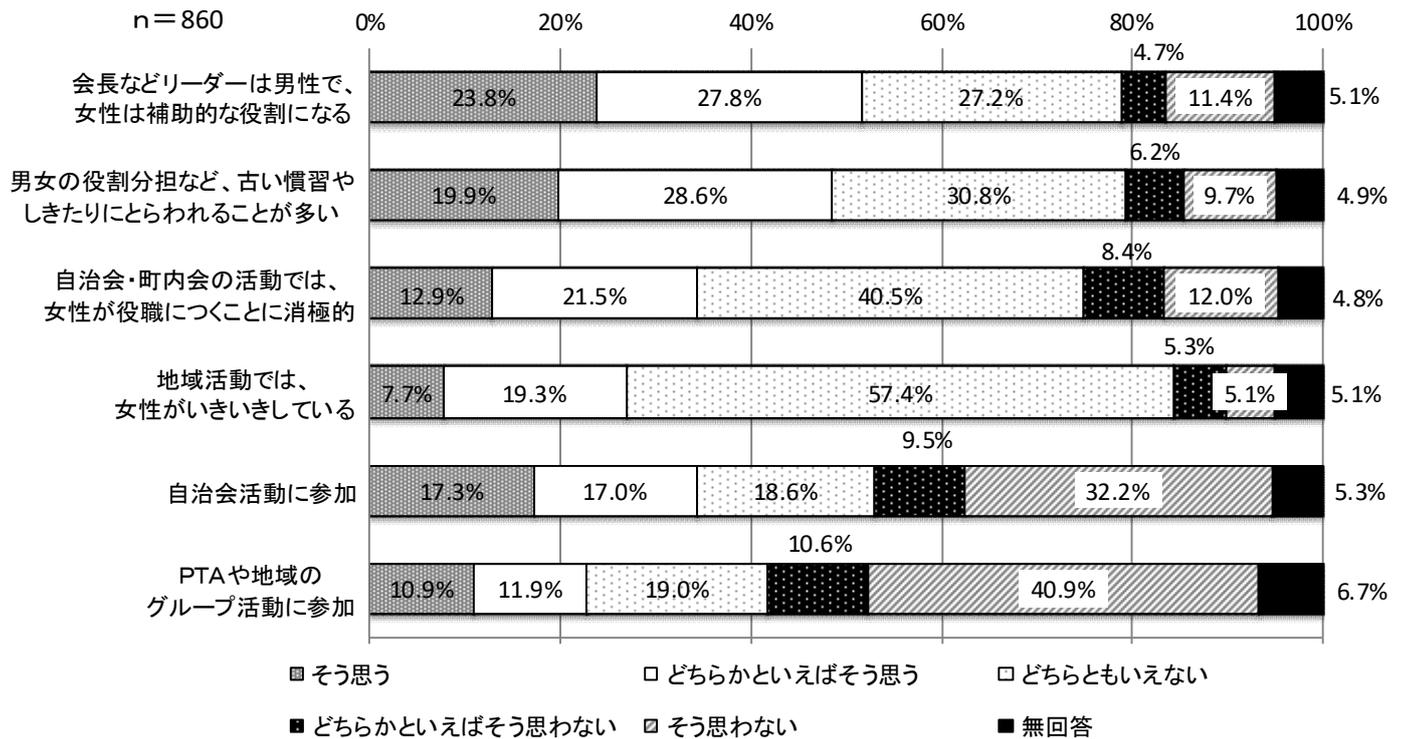
日常的に関わりを持つ人々がいるという点で、市民にとって最も重要な暮らしの場である地域社会を、持続可能で誰もが住みやすく活力があるまちとしていくためには、誰もが積極的に地域活動に関わり、多様な視点で意見を出し合って、自分たちの手でよりよい地域社会をつくっていくことが重要です。それとともに、それぞれの立場で、様々な形で地域活動に参画できる環境づくりを推進していく必要があります。

●米子市における市議会議員、地区自治会長、PTA会長、老人クラブの会長の女性の割合



〔米子市男女共同参画推進課調査〕

●地域の現状



〔令和3年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策 2 0 審議会等での参画の推進

多様な視点での幅広い意見を取り入れて審議会や委員会等でより良い施策を策定するために、女性の委員を積極的に登用して、様々な意思が反映できるような審議会等の構成を推進します。また、女性自身がそれぞれの持っている個性や能力を発揮して、自らの意思で、積極的に意思決定の領域に参画していくことができるような環境を整えるとともに、学習機会の提供を行います。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
審議会や委員会等附属機関の委員の任命、委嘱に当たっては女性の登用を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	職員課 男女共同参画推進課
各分野で活躍している女性を米子市女性人材バンクに登録し、審議会等委員の人選に際し推薦することで、女性がその能力を発揮することができる機会を提供します。	男女共同参画推進課
女性団体が取り組む男女共同参画推進のための研修会、女性大会、女性の人材育成などの様々な活動を支援します。	男女共同参画推進課 生涯学習課
地域、政治、行政、教育等、様々な分野において、女性が意思決定の場に参画していくよう、広く啓発を行います。	男女共同参画推進課

基本施策 2 1 地域活動・まちづくり等における参画

地域活動の場において、多くの人々が協働し、様々な視点や意見を反映させることができるよう、性別による固定的な役割意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を醸成します。

(具体的な取組)

取組内容	担当課
米子市自治連合会と連携・協力し、地域のまちづくりの推進に取り組むとともに、自治会加入率を高めるための啓発を行います。	地域振興課
環境問題など社会問題の解決に向けた地域活動に、誰もが参加・協力して、環境問題に関する啓発、情報発信を行います。	環境政策課 クリーン推進課
子どもたちが、地域社会や環境問題などについて学ぶ学習活動の場を提供します。	環境政策課
育児や介護、あるいはひきこもりなど、様々な理由・事情で社会参画から遠ざかっている人が地域社会から孤立しないよう、社会とのつながりを形成するための支援を行います。	福祉政策課

第4次米子市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧

本計画による効果を確認するための指標として、数値目標を設定します。

ただし、男女共同参画社会の実現度は数値のみで評価できるものではありません。

それを踏まえた上で、この数値目標は施策を推進するための参考とするものです。

指標	計画策定時 (令和3年度)	第3次計画 目標値	目標 (令和9年度)
基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり			
国際交流フェスティバル来場者数	1300人		1800人
社会的慣習・しきたりは「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく「どちらともいえない」と思う人の割合※	30.3%	50.0%	50.0%
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考えに否定的な人の割合※	男性60.0% 女性60.2%	男女とも 60.0%	男女とも 70.0%
学校教育の場は「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく「どちらともいえない」と思う人の割合※	75.9%	80.0%	80.0%
米子市男女共同参画センターかぶりあを知っている人の割合※	30.7%	50.0%	50.0%
基本テーマⅡ 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり			
介護支援ボランティア登録者数	53人	110人	120人
認知症サポーター養成講座の受講者数	21,084人	22,900人	27,000人
自主防災連合組織の結成率	42.0%		60.0%
特定健康診査の受診率	29.5%	60.0%	60.0%
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診：26.7% 子宮頸がん検診：32.3%	50.0%	50.0%
DVに対してどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合※	男性36.7% 女性48.4%	男性30.0% 女性20.0%	男性20.0% 女性30.0%
たとえ夫婦であっても暴力を振るうことは許されないと思う人の割合※	男性87.7% 女性94.6%	男女とも 80.0%	男女とも 100%
基本テーマⅢ 誰もが楽しく活躍できる環境づくり			
職員の男性の育休取得率	26.7%		45.0%
米子市女性人材バンクの登録者数	45人	50人	50人
審議会委員等に占める女性の割合	33.2%	40.0%	40.0%
自治会役員に占める女性割合	20.0%		25.0%
ワーク・ライフ・バランスについて知っている人の割合※	77.6%	80.0%	80.0%
家庭内での役割分担について満足している人の割合※	男性68.4% 女性49.5%	男女とも 70.0%	男女とも 70.0%

※市民意識調査による数値目標。令和8年度実施予定の調査結果で検証します。

関係法令

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 米子市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保される

ことその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画

社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動

等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十一条～第二十八条(略)

附 則(略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

（平成27年9月4日法律第64号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業

主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成

員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるもの

に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活

躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則(略)

第六章 罰則(略)

附 則(略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

（平成13年4月13日法律第31号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の

ための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援セン

ター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)
第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者

に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は

嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方

が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条

の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書交付を請求することができる。ただし、相手方あつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則(略)

第六章 罰則(略)

附 則(略)

米子市男女共同参画推進条例

平成22年3月26日条例第7号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第10条—第18条)

第3章 米子市男女共同参画推進審議会
(第19条—第24条)

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければならない。

こうした認識の下、我が国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)等の関係法令の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされてきた。

米子市においても、人権尊重都市宣言を行うとともに、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成17年米子市条例第6号)を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進する中で、男女共同参画についても、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、様々な形態の暴力による人権侵害、また、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会通念、慣習等は依然として根強く残っており、男女共に人権が尊重される社会の実現には、いまだに多くの問題が存在する。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化、経済・産業構造の変化など、社会状況が著しく変化してきている今日では、すべての女性と男性が、多様な生き方を主体的に選択し、生きる喜びを享受することができる社会の形成がなお一層重要な課題となっている。

このような状況の中で、私たちは、男女がそれぞれ個性と能力を育み、これを発揮することができ、共に喜び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するために更なる努力をしなければならない。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者等が協働して、すべての人が一人のかけがえのない人間として尊重され、希望と誇りを持って充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的

かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者(親密な関係であった者を含む。)から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。

(6) 事業者等 市内において事業活動(非営利のものを含む。)を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと。

(2) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。

(3) 男女が、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

(5) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(6) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、並びに国際社会及び国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策(積極的改善措置に関するものを含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置

を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と協働して取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、自ら進んで、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報についての配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を助長する表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(米子市男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるに当たっては、第19条第1項に規定する米子市男女共同参画推進審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の実現の促進のために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査研究の結果を公表するものとする。

(普及啓発)

第13条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の実現の促進に関する理解を深めるために必要な広報その他の普及啓発を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び市民により組織された団体による男女共同参画社会の実現の促進に関する取組を支援する活動拠点の整備に努めなければならない。

(委員会等の委員の構成)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第1項の規定により市に置く委員会の委員及び同項の委員の任命若しくは選任又は同条第3項の規定により市の執行機関に置く附属機関の委員の任命若しくは委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が、当該機関の委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(施策の立案及び決定への共同参画)

第16条 前条に規定するもののほか、市は、市の施策の立案及び決定に当たっては、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

(相談及び苦情への対応)

第17条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する施策について、市民及び事業者等から男女共同参画の推進又は男女共同参画社会の実現の促進に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第2項の苦情について対応したときは、当該苦情の内容及び当該苦情への対応の内容を公表するものとする。

(市民及び事業者等への支援)

第18条 市は、市民及び事業者等による男女共同参画社会の実現の促進に関する活動に対し、情報の提供、学習の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

第3章 米子市男女共同参画推進審議会(設置等)

第 19 条 市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画推進計画に関する事項
(2) 第 17 条第 2 項の苦情への対応に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者
(2) 公募により選任された者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 審議会における第 15 条の規定の適用については、同条中「とならないよう努めなければならない」とあるのは、「であってはならない」とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第 21 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第 23 条 審議会の審議すべき事項について個別に検討させるため、会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員 7 人以内で構成する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検討の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 前条(第 2 項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(検討)

2 市長は、平成 24 年度末を目途として、この条例の規定及びその規定に基づく施策の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(男女共同参画推進計画に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている米子市男女共同参画推進計画は、第 10 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画推進計画とみなす。

(米子市男女共同参画推進審議会条例の廃止)

4 米子市男女共同参画推進審議会条例(平成 17 年 3 月米子市条例第 195 号)は、廃止する。

(米子市男女共同参画推進審議会に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の米子市男女共同参画推進審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 20 条第 2 項の規定により米子市男女共同参画推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第4次米子市男女共同参画推進計画
令和5年(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年(2023)年3月発行

編集・発行 米子市総合政策部男女共同参画推進課
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
TEL:0859-23-5419 FAX:0859-23-5392
E-mail: danjyo@city.yonago.lg.jp